

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に基づく、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について

平成28年3月30日
犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等施策推進会議では、平成26年7月15日（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行日）から平成27年末までに講じられた、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策を下記4項目（1～4）に分類した上（別添参照）で、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第16条の2第1項に基づき、下記のとおり被害児童保護施策の実施状況について検証・評価を行った。

記

1 被害児童に対する保護活動

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童は、被害を他人に知られたくないとの意識や、いわゆる援助交際のように自らの意思で関与する場合もあることから、公的機関に相談しづらく、被害が潜在化するおそれがある。このような状況を踏まえ、匿名での相談も受け付ける電話やインターネット等を通じた相談が実施されるなど、被害児童が相談しやすい環境の整備のための取組が行われている。

一方で、被害児童に自らが被害者であるとの認識が乏しいために被害が潜在化しやすい傾向もあることから、児童買春や児童ポルノは犯罪であるということを、児童に分かりやすく啓発し、認識の向上を図ることにより、被害の潜在化を防ぐことが必要である。

また、被害に遭ったことにより精神的ダメージを受け、日常生活にも支障を来すおそれがあるものの、どこに相談すればいいのか分からないという事態が生じないよう、平素から児童、保護者、学校関係者等に対して相談窓口について周知するなど、被害に遭った児童が早期に適切な保護施策につながるよう措置を講じることが重要である。

さらに、事件の捜査・公判の過程において、被害児童に二次的被害を与えないよう、被害児童の人権及び特性に引き続き配慮していく必要がある。

2 被害児童保護を行う者の資質の向上

児童相談所職員を始め、スクールカウンセラー、教職員等被害児童と直接接する機会を有する者が、児童買春・児童ポルノ事犯は児童の心身に重大な影響を与えることを十分に認識しつつ、被害児童に対して適切に対応できるよう、研修等を通じて、その資質向上を図っていく必要がある。

3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

被害児童の負担軽減等のため、被害児童からの聴取に当たり、検察、警察、児童相談所等の各関係機関が連携協力の取組を進めていることは評価できる。

また、関係機関の間で、適切な役割分担の下、連携協力体制が構築されており、引

き続き、具体的事案に応じて、各関係機関が効果的に機能するよう連携強化を図っていくことが重要である。特に、児童は、1日のうち、多くの時間を学校で過ごすことから、学校と他の関係機関・団体との間の連携協力を今後より一層強化していく必要がある。

4 被害児童保護に関する調査研究の推進

効果的で適切な保護施策を推進できるよう、児童が被害に遭う背景や被害児童の心理特性に関する調査研究の実施について検討する必要がある。

5 総括

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策が、多方面にわたり行われていることは、評価できる。

しかし、児童買春・児童ポルノ事犯は、様々な要因により被害が潜在化しやすいことから、これを念頭に置きつつ、引き続き、保護活動の充実、被害児童の保護を行う者の資質向上、関係機関の連携強化等を図っていく必要がある。

なお、犯罪被害者等施策にとどまらない事項ではあるが、児童がSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネット上の新たなコミュニケーションツールの利用をきっかけに被害に遭うケースが多いことから、今後、児童及び保護者のインターネット・リテラシーの向上等の予防啓発、教育・学習の充実を期待する。

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策一覧

項目	省庁	概要
1	警察庁	少年補導・少年相談を通じた被害児童の早期発見・早期保護
2	警察庁	サイバー補導による被害児童の早期発見・保護の推進
3	警察庁	少年補導職員等による被害児童に対する継続的な支援の実施（再掲2.2）
4	警察庁	カウンセリングアドバイザーの委嘱
5	警察庁	少年相談への適切な対応
6	警察庁	児童相談所との緊密な連携（再掲2.3）
7	法務省	人権擁護委員及び法務局・地方法務局職員による人権相談の実施
8	法務省	子供の人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」の設置
9	法務省	全国の小中学生に対する「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の封筒と便箋が一体化）の配布
10	法務省	インターネットを利用した人権相談の受付の実施
11	法務省	被害者等の保護のための措置等についての周知徹底
12	厚生労働省	児童相談所における適切な支援（被害児童に対する相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等）
13	厚生労働省	児童家庭支援センターにおける被害児童への支援
14	厚生労働省	児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施
15	文部科学省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び緊急時における学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣（再掲2.8）
16	警察庁	各種会議・研修における職員に対する意識啓発の実施
17	警察庁	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及
18	警察庁	被害児童支援担当者への教養の充実
19	厚生労働省	性的被害を受けた児童等への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施
20	文部科学省	教職員等を対象としたシンポジウムの開催
21	文部科学省	児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応についての解説を盛り込んだ生徒指導に関する学校・教員向けの基本書の作成・周知
22	警察庁	少年補導職員等による被害児童に対する継続的な支援の実施（再掲3）
23	警察庁	児童相談所との緊密な連携（再掲6）
24	警察庁 法務省 厚生労働省	検察、警察、児童相談所の連携による被害児童からの事情聴取における配慮
25	厚生労働省	医療機関等専門機関との連携の推進
26	厚生労働省	要保護児童対策地域協議会の機能強化
27	厚生労働省	性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施
28	文部科学省	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置及び緊急時における学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣（再掲1.5）
29	警察庁	被害児童の特性に配慮した聴取技法に関する研究
30	厚生労働省	児童相談所における児童買春、児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究の実施